

大崎地方合併協議会

第7回新市名称及び市章選定小委員会

日 時：平成17年 4月26日(火)午後1時30分

場 所：松山町公民館（青少年交流館）2階「大会議室」

次 第

- 1 開 会
- 2 開会の挨拶
- 3 報告事項
（1）第6回小委員会開催結果について
- 4 協議事項
（1）新市の市章選定スケジュール（案）について
（2）新市の市章候補募集要領（案）について
（3）新市の市章候補選定基準（案）について
（4）新市の市章募集チラシ・ポスター等について
（5）新市の市章選定の流れ等について
（6）次回会議の開催について
- 5 そ の 他
- 6 閉会の挨拶
- 7 閉 会

報 告 事 項

(1) 第 6 回小委員会開催結果について・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1

第 6 回新市名称及び市章選定小委員会結果報告書

開催日時 平成 17 年 3 月 26 日 (土) 午前 10 時
 開催場所 宮城県古川合同庁舎 1 階 「大会議室」
 出席委員等 出席委員 20 名 ・ 欠席委員 1 名
 傍聴者 一般 0 名 ・ 報道機関 2 名
 事務局職員

[会議概要]

番号	項 目	結 果 概 要	備 考
1	開会の挨拶	佐藤委員長の挨拶	
2	[報告事項] 名付け親賞及び特別賞当選者への 賞品の発送について	新市名称募集に係る名付け親賞及び特別賞当選者への賞品の発送が平成 16 年 2 月に完了したこと及び発送した賞品の種類等の状況について報告	
3	[協議事項] (1) 新市の市章選定スケジュール (案) について (2) 新市の市章候補募集要領(案) について	<p>5 月中旬開催予定の第 34 回協議会の前に第 7 回小委員会を開催し、募集要領・応募用紙等の最終確認を行ない、第 34 回協議会に報告すること。また 6 月初旬に募集に係る周知を行い、6 月中旬～ 8 月末の 2 ヶ月半位の応募期間とすることが確認される。</p> <p>募集パンフレット(案) における「著作権等について」の記述中(1)・(2)の「採用作品」の文言については、「最優秀賞及び優秀賞」に訂正することが確認される。</p>	<p>商標及び著作権について、先進事例を踏まえて、事務局により説明。</p>

	<p>(3)新市の市章候補選定基準(案)について</p> <p>(4)次回会議の開催について</p>	<p>市章の色については,協議会において,協議会で決定するのか,新市になってから決定するのかを議論していただくことが確認される。</p> <p>小委員会委員,学識経験者各々が第1次選定を行い,応募作品の中から40~50点の範囲内で市章候補作品を選定する。選定に係る応募作品の提示方法については,応募作品をコピーし,小委員会の開催前に送付することが確認される。</p> <p>5月中旬の第34回協議会開催前を目途に,正副委員長と日程を協議し,別途連絡することが確認される。</p>	
4	[その他]	<p>市章の募集に係る受賞者の副賞(マーク付楯等)については,新市の式典時に関する取扱いの中の参考意見として考慮することが確認される。</p>	
5	閉会の挨拶	猪股副委員長より挨拶	

協 議 事 項

- (1) 新市の市章選定スケジュール(案)について・・・・・・・・・・ P 3
- (2) 新市の市章候補募集要領(案)について・・・・・・・・・・ P 4
- (3) 新市の市章候補選定基準(案)について・・・・・・・・・・ P 6
- (4) 新市の市章募集チラシ・ポスター等について・・・・・・・・ P 7
- (5) 新市の市章選定の流れ等について・・・・・・・・・・ P 14
- (6) 次回会議の開催について・・・・・・・・・・ P 15

協議事項（１）

新市の市章選定スケジュール（案）について

月 日	協 議 会	小委員会	協 議 事 項
平成16年 1月26日 (月)		第5回会議	・新市の市章候補募集要領（案）について ・新市の市章候補選定基準（案）について
2月 6日 (金)	第11回会議		・経過報告（第5回小委員会）
2月			・名付け親賞及び特別賞の送付
平成17年 3月26日 (土)		第6回会議	・市章選定のスケジュール（案）について ・新市の市章候補募集要領（案）について ・新市の市章候補選定基準（案）について
4月26日 (火)		第7回会議	・市章選定のスケジュール（案）について ・新市の市章候補募集要領（案）について ・新市の市章候補選定基準（案）について ・市章募集チラシ・ポスター等について ・市章選定の流れ等について
5月 中旬	第34回会議		・経過報告（第6・7回小委員会） ・チラシ及びポスター最終案提示
5月中旬 ～6月上旬			・市章募集の周知及びチラシ・ポスターの印刷と配布
6月 中旬			・市章候補の公募開始（8月31日まで）
6月 下旬	第35回会議		・経過報告（応募状況）
7月 下旬	第36回会議		・経過報告（応募状況）
8月 下旬	第37回会議		・経過報告（応募状況）
9月 上旬		第8回会議	・募集結果報告 ・新市の市章候補第1次選定について
9月 中旬			・新市の市章候補第1次選定
9月 下旬		第9回会議	・新市の市章候補第2次選定 ・新市の市章候補最終選定（5作品）
10月 中旬	第38回会議		・新市の市章候補報告 ・新市の市章第1次協議
11月 以降	第39回会議		・新市の市章（決定）

協議事項（２）

新市の市章候補募集要領（案）について

（趣 旨）

- 1 この要領は、古川市・松山町・三本木町・鹿島台町・岩出山町・鳴子町及び田尻町の1市6町が、合併して誕生する「大崎市」の市章候補を募集して、「大崎市」にふさわしい市章を制定することを目的とする。

（募集する市章）

- 2 募集する市章は、次のとおりとする。
 - （１）古川市・松山町・三本木町・鹿島台町・岩出山町・鳴子町及び田尻町が合併して誕生する「大崎市」にふさわしい「市章」であること。
 - （２）市旗，バッジ等にも使用できるデザインであること。
 - （３）用紙の地色は白色とし，デザインは黒1色とする。なお，グラデーション（色の濃淡を連続的に階調で表現すること。）は不可とする。
 - （４）他市町村章及び他商標等と類似しないものであること。
 - （５）自作の未発表作品であること。

（応募方法等）

- 3 応募の条件，方法，期間等については，次のとおりとする。
 - （１）応募資格は，問わない。
 - （２）応募は，一人3作品以内とする。
 - （３）応募は，専用の応募用紙又は縦横12センチメートルの枠を書いたA4版白色用紙（専用の応募用紙に準じたもの。）を縦長で使用し，用紙1枚につき1作品とする。
 - （４）応募にあたっては，「デザインの趣旨」，「住所」，「氏名（ふりがな）」及び連絡先（電話番号等）を用紙に記載する。
 - （５）応募は，持参又は封書による郵送とする。（Eメール等による応募は受け付けない。）
 - （６）応募先は，大崎地方合併協議会事務局「市章募集係」とする。

(募集期間)

- 4 募集期間は、平成17年6月20日から平成17年8月31日とする。
ただし、郵送による場合は、平成17年8月31日必着とする。

(周知方法)

- 5 大崎地方合併協議会(以下「協議会」という。)だより、協議会ホームページ、関係市町の広報紙等への掲載や公共施設へのチラシの配付をはじめ、報道各社への依頼等の広報活動を積極的に行う。

(賞 金)

- 6 応募された作品の中から、次の賞を決定し、賞金を贈呈する。
- | | | |
|----------------|----------|----|
| (1) 最優秀賞(採用作品) | 200,000円 | 1点 |
| (2) 優秀賞 | 20,000円 | 4点 |

(発 表)

- 7 協議会において市章が決定された後、最優秀賞及び優秀賞については協議会だより及び協議会ホームページで発表する。

(著作権等)

- 8 応募作品に関する著作権等については、次のとおりとする。
- (1) 最優秀賞に関する一切の権利は、協議会及び新市に帰属する。
 - (2) 応募作品は、返却しない。
 - (3) 最優秀賞の使用に当たっては、作品に若干の変更を加える場合がある。

(その他)

- 9 その他、新市の市章選定に関し必要な事項については、新市名称及び市章選定小委員会において定める。

協議事項（３）

新市の市章候補選定基準（案）について

1 選定基準

- （１）古川市・松山町・三本木町・鹿島台町・岩出山町・鳴子町及び田尻町の
1市6町が、合併して誕生する「大崎市」にふさわしい市章であること。
- （２）市旗，バッジ等にも使用できるデザインであること。
- （３）用紙の地色は白色とし，デザインは黒1色とする。なお，グラデーショ
ン（色の濃淡を連続的に階調で表現すること。）は不可とする。
- （４）他市町村章及び他商標等と類似しないものであること。
- （５）自作の未発表作品であること。

2 選定方法

- （１）新市の市章は，新市名称及び市章選定小委員会（以下「小委員会」とい
う。）において，応募作品の中から新市の市章としてふさわしい市章候補
5点（順位は付けない）を選定し，大崎地方合併協議会に報告する。
- （２）新市の市章の選定に当たっては，有識者等の意見を聞くことができ
る。
- （３）新市の市章の決定は，小委員会の報告を基に協議会で行う。

3 採用作品の変更

採用作品の使用に当たっては，作品に若干の変更を加える場合がある。

協議事項（４）

新市の市章募集チラシ・ポスター等について

新市の市章募集チラシ・・・・・・・・・・ P 8

新市の市章募集ポスター・・・・・・・・・・ P 10

新市の市章募集用ホームページ・・・・・・・・ P 11



古川市、松山町、三本木町、鹿島台町、岩出山町、鳴子町及び田原町の1市6町が合併して、誕生する「大崎市」の市章を募集します。

たくさんのご応募をお待ちしています。

応募方法

- ①デザイン②デザインの趣旨(100字以内)
- ③住所④氏名(ふりがな)⑤連絡先(電話番号等)を「大崎市の市章デザイン応募用紙」に記入し、下記に持参又は封書(用紙を折らない大きさのもの)による郵送でご応募ください。
- ※フアクミシリ、メールでの受付は行いません。なお、応募された方の住所、氏名等の情報については、適正に管理し、受賞者への連絡以外の目的には使用しません。ただし、応募者数について、県又は市町村ごとに集計し、公表します。

■応募先
〒989-6117
宮城県古川市旭四丁目1番1号
宮城県古川合同庁舎 5階
大崎地方合併協議会事務局 「市章募集」係
※持参の場合は下記でも受け付けます。

古川市	古川市役所(合併対策室)
松山町	松山町役場(総務課)
三本木町	三本木町役場(総務課)
鹿島台町	鹿島台町役場(合併準備室)
岩出山町	岩出山町役場(合併プロジェクト室)
鳴子町	鳴子町役場(合併準備室)
田原町	田原町役場(合併準備室)

受付時間：午前9時～午後5時まで(平日のみ)

応募賞金

■応募できる方
どなたでも応募できます。

■賞金
最優秀賞(採用作品) 20万円 1点
優秀賞 2万円 4点

※ 最優秀賞及び優秀賞の応募作品及び氏名、住所(県・市町村名)については、協議会であり、協議会ホームページ等で公表します。また、最優秀賞の受賞者は、市章選定後に開催される協議会(11月以降)において表彰します。

応募期間

平成17年6月20日(月)
～平成17年8月31日(水)(事務局必需)

ご注意ください

応募作品は、「大崎市の市章デザイン応募用紙」又はJIS規格A4判の白色紙に、「大崎市の市章デザイン応募用紙」と同様の様式(コピー可)により作成してください。デザイン枠の大きさは、12cm四方、細線は1.5cm毎です。用紙1枚に1作品、1人3作品以内とさせていただきます。

市章応募にあたっての留意事項

- 応募する際には、下記の事項にご留意ください。
- (1) 新市「大崎市」にもふさわしい「市章」であること。
 - (2) 市旗、バッジ等にも使用できるデザインであること。
 - (3) 用紙の地色は白色とし、デザインは黒一色とする。なお、グラデーション(色の濃淡を連続的に段階で表現すること)は不可とする。
 - (4) 他市町村章及び他商標と類似しないものであること。
 - (5) 自作の未発表作品であること。
 - (6) 応募作品に若干の変更を加える場合があります。

著作権等について

- 採用作品(デザイン・趣旨)を市旗、バッジ等に使用する場合は著作権等については、下記のとおりとします。応募する際にはご留意ください。
- (1) 最優秀賞に関する一切の権利は、協議会及び大崎市に帰属します。
 - (2) 最優秀賞の使用にあたっては、作品に若干の変更(色含)を加える場合があります。
 - (3) 応募作品は、返却いたしません。
- ※「新市名称及び市章選定小委員会」で市章候補作品を5点程度選定し、協議会において決定します。

大崎市の市章デザイン応募用紙

●応募者

住所	〒	—
ふりがな		
氏名		
連絡先 (電話番号等)		

●お問い合わせ先

大崎地方合併協議会事務局「市章募集」係
〒989-6117
宮城県古川市旭四丁目1番1号 宮城県古川合同庁舎 5階
TEL (0229) 21-2177
FAX (0229) 22-7066
E-mail : kouhou@oosaki-gp.jp
ホームページアドレス : http://www.oosaki-gp.jp/

●デザイン

天

地

●デザインの趣旨(100字以内)

.....

.....

.....

受付番号

(4)

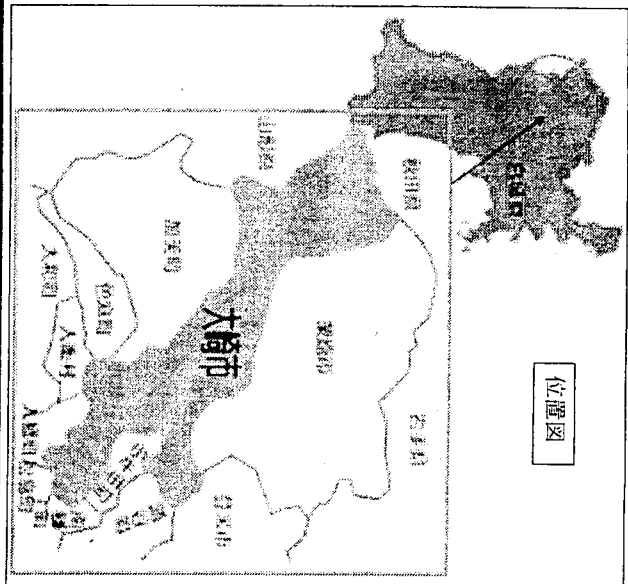
●古川市 ●松山市 ●三本木町 ●鹿島台町 ●岩出山町 ●鳴子町 ●田尻町
 宮城県の北西部、大崎地方の中に位置する1市6町は、南は黒川郡・宮城郡、東は遠田郡・登米市、北は栗原市、西は加美郡、秋田県、山形県にそれぞれ接しています。

「大崎市」名称の選定理由

大崎地方、大崎平野、大崎耕土という表現が定着しており、地理的な特徴が顕著であると共に、慣れ親しんだ呼称でもあり、構成する1市6町を総称し、すべての人が共有できる。
 また歴史的、文化的な背景があり、知名度を考えても適当であり、大崎地方の中心となつて発展していく新市の名称にふさわしい。

大崎市の概況

- 人口 (H12 国勢調査) 139,313人
- 面積 (H16.10.1) 79.6、76.6 km²
- 農業産出額 (H13) 27,290百万円
- 製造品出荷額等 (H13) 239,059百万円
- 商業年間販売額 (H14) 274,485百万円
- 観光客入込数 (H13) 3,324,200人



1市6町の市章・町章

<p>市章・町章は、市町の旗や広報紙等の印刷物などに用いられるもので、市町の特徴や願い、名称の図案化などその市章・町章には様々な意味があります。</p>	<p>古川市 荒雄川(江合川)を以て周縁村が合併した歴史を明らかにし、その円満にして荒雄の流れの絶えることのないように市の永遠性を表しています。</p>	<p>松山市 松山市の「マ」を図案化したもので、町民が自由と平和を求め、美しい風習を育てつつ豊かな生活を築き、ともどもに繁栄を願って努力し合うこととして、定められました。</p>	<p>三本木町 三本木町の「さ」を図案化したもので、円形は町の和、中央の白線は鳴瀬川、両端の翼形は飛躍発展する町の姿を象徴しています。</p>
<p>鹿島台町 かしの「か」の字を図案化し、丸い輪で囲んだもので、「か」の両翼は町の飛躍発展を表し、輪は町民の団結と平和を表しています。</p>	<p>岩出山町 岩出山町の「い」と「わ」を図案化したもので、全体の形は「出」の字を兼ねている。四方に広がった翼は元の4つの町村を、中の縦の線は町の真ん中を流れる江合川を表し、外側の丸みは町民の結びつきと和を意味しています。</p>	<p>鳴子町 「NARUK」の「N」を図案化したもので、2つの円は町の和と家庭の融和の和と団結を意味し、未広は、田尻町の限りない発展、飛躍を表したものです。</p>	<p>田尻町 田尻の「た」を図案化したもので、2つの円は町の和と家庭の融和の和と団結を意味し、未広は、田尻町の限りない発展、飛躍を表したものです。</p>

「大崎市」ってどんなところ！

■自然的条件、産業・文化の特徴■

■大崎地方の中に位置する1市6町(古川市・松山市・三本木町・鹿島台町・岩出山町・鳴子町・田尻町)が合併し誕生する「大崎市」は、西部の山岳地帯荒雄岳を源とする江合川、船形連峰を源とする鳴瀬川の2つの大きな川が、西から東に向かって流れています。また鳴子町、岩出山町から流れる小山田川については、栗原市を経て田尻町に流れています。

■山間部の豊かな森林地帯を源とする水は、本地域の北西から南東に広がる肥沃で広大な平野「大崎耕土」を潤し、昔から米どころとして稲作の盛んな地域です。

■宮城県土地利用基本計画における本地域の土地利用については、現在の古川市を中心とした都市機能の充実を図るとともに、環境と調和した快適な生活環境の整備を促進し、ゆとりと安らぎのある地域の形成に努めるものとされています。

■都市部については、周辺地域における農林業的土地利用との調和を図りながら、教育・文化・情報等の都市機能の充実を図るとともに、東北新幹線、東北自動車道の高速度交通体系を活用した商工業等の立地基盤の整備を促進し、また、緑地や水辺空間の保全、創出を促進し、美しくゆとりある市街地の整備を図ることとされています。

■農村部については、農業の生産性と高付加価値化を図るため、肥沃で広大な大崎耕土の優良農地の確保と生産基盤の整備を促進し、併せて、美しい農村景観の保全・復元を進め、魅力ある田園空間の形成に努めることとされています。

■山間部については、林業の振興に加え、国土保全及び自然学習等の諸機能が高度に発揮されるよう多様な森林の整備を図るとともに、優れた景観及び歴史的環境を生かし、観光・レクリエーション地域としての機能の充実に努めるものとされています。

■産業的特性から見た本地域は、主要な産業が農業となっており、「日本の食糧供給基地」として広大な肥沃な大崎耕土に育まれた良質米「ササニシキ」「ひとめぼれ」などを産んでいます。これら良質米に加え、園芸、畜産、林産物などについても「大崎市」の重要な複合的産業となっています。

■自然環境の面では、栗駒国立公園などの山岳地帯をはじめ、平野部にも蕪栗沼、化女沼、加護坊山といった多くの自然に恵まれています。また、鳴子温泉などの温泉資源、桜や紅葉の名所、スキー場もあり、豊かな自然環境を活かして、四季折々のレクリエーションやレジャーが楽しめます。

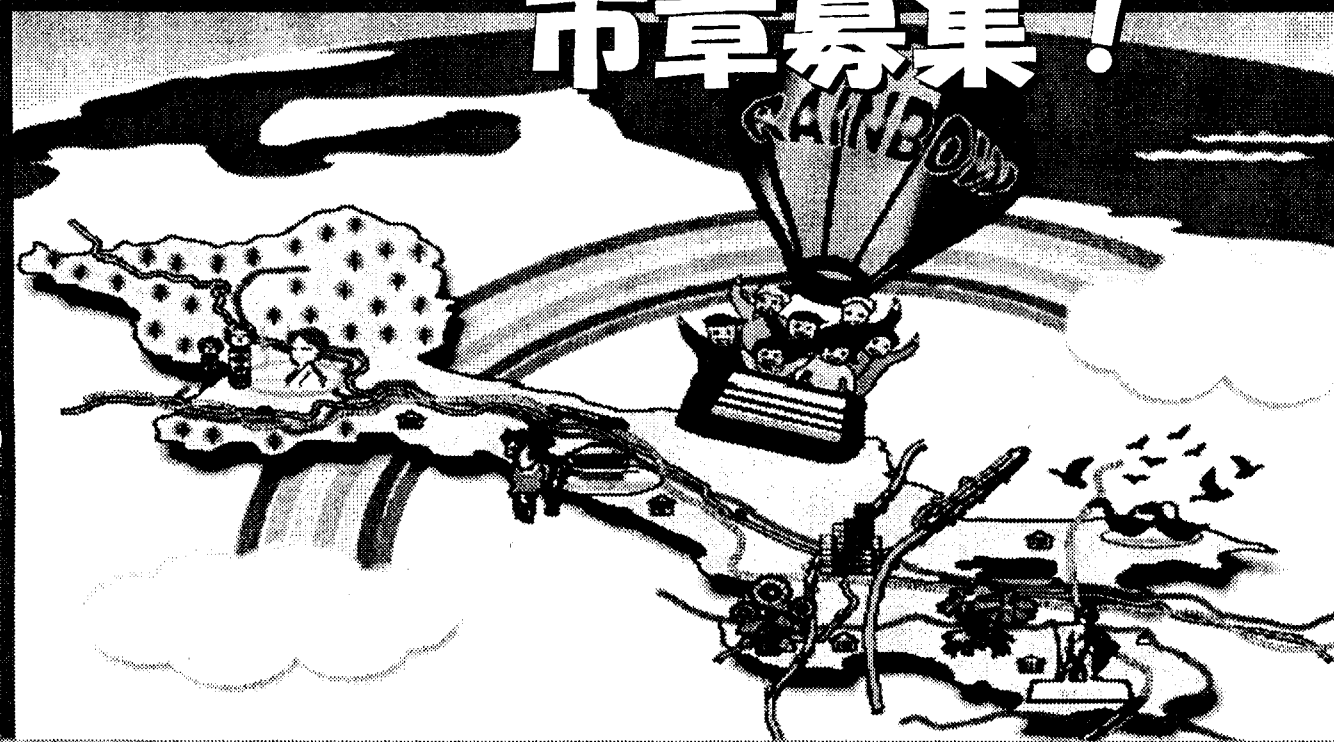
■文化的な面では、多くの道歌、史跡、名勝、天然記念物にも恵まれています。また、受け継がれてきた太鼓や神楽、獅子舞などの郷土芸能、こけしや竹細工などの伝統工芸品も世代を超えて継承されており、文化活動が盛んに行われています。

■歴史的背景■

宮城県北地域が大崎地方といわれるゆえんは、中世に奥州探題として大崎氏がこの一帯を統治していたことから「大崎」と呼ばれるようになったものです。また江戸時代には「大崎五郡(加美・志田・遠田・玉造・栗原)」と呼ばれ、それ以前は河内七郡とも呼ばれていました。
 近世には仙台藩による領国経営が行われ、町制や街道、宿駅の整備などが進み、市や買米制度などが実施され、農業を基幹産業とする大崎地方の礎がつけられました。

「大崎市」平成18年3月31日誕生

市章募集!



募 集 期 間

平成17年6月20日(月)
～平成17年8月31日(水)



たくさんのご応募をお待ちしております。

応 募 方 法

市章の応募にあたっては、専用の応募用紙(白色紙にコピー可)に、下記の事項を記入し、持参又は郵送でご応募ください。

- ①デザイン ②デザインの趣旨(100字以内)
 - ③住所 ④氏名(ふりがな) ⑤連絡先(電話番号等)
- 応募用紙を自作する場合は、JIS規格A4判の白色紙に専用応募用紙と同じ様式、寸法で作成してください。

■応募用紙について

「大崎市の市章デザイン応募用紙(募集チラシ)」は、1市6町の市役所・町役場及び公民館等に設置しています。また、大崎地方合併協議会ホームページからもダウンロードして印刷できます。

■応募先

- 郵送の場合・・・大崎地方合併協議会事務局
- 持参の場合
 - ・大崎地方合併協議会事務局 ・古川市役所(合併対策室)
 - ・松山町役場(総務課) ・三本木町役場(総務課)
 - ・鹿島台町役場(合併準備室) ・岩出山町役場(合併プロジェクト室)
 - ・鴨子町役場(合併準備室) ・田尻町役場(合併準備室)

賞 金

- 最優秀賞 20万円 1点
- 優秀賞 2万円 4点

受賞者の応募作品及び氏名、県・市町村名については、協議会日より、協議会ホームページ等で公表します。

お問い合わせ先

大崎地方合併協議会事務局(市章募集)1階
〒989-6117 宮城県古川市旭四丁目1番1号
TEL(0229)21-2177 FAX(0229)22-7066
E-mail:kouhou@oosaki-gp.jp
URL: http://www.oosaki-gp.jp/

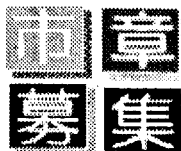
大崎市の行く先は、大崎のまちづくり
＝大崎豊饒の大地から平成デモクラシーの展開へ＝

大崎地方合併協議会

- 古川市 ●松山町
- 三本木町 ●鹿島台町
- 岩出山町 ●鳴子町 ●田尻町

トップページ》 [合併協定項目](#) / [新市建設計画](#) / [協議会会議録](#) / [組織・委員名簿](#) / [規約・規程](#) / [合併Q&A](#)
[協議会だより](#) / [スケジュール](#) / [メールで言ってみよう](#) / [リンク集](#) / [任意協議会](#) / [サイトマップ](#)

■市章募集について



古川市、松山町、三本木町、鹿島台町、岩出山町、鳴子町及び田尻町の1市6町が平成18年3月31日に合併して誕生する「大崎市」の市章を募集します。

募集期間

平成17年6月20日(月)～平成17年8月31日(水)

新市市章募集要項

■市章応募にあたっての留意事項

- 応募する際には、下記の事項にご留意ください。
- (1) 新市「大崎市」にふさわしい「市章」であること。
 - (2) 市旗、バッジ等にも使用できるデザインであること。
 - (3) 用紙の地色は白色とし、デザインは黒一色とする。なお、グラデーション(色の濃淡を連続的に階調で表現すること。)は不可とする。
 - (4) 他市町村章及び他商標等と類似しないものであること。
 - (5) 自作の未発表作品であること。
 - (6) 応募作品に若干の変更を加える場合があります。

■著作権等について

採用作品等(デザイン・趣旨)を市旗、バッジ、印刷物等に使用する場合の著作権等については、下記のとおりとしますので、応募する際にはご注意ください。

- (1) 最優秀賞に関する一切の権利は、協議会及び大崎市に帰属します。
- (2) 最優秀賞の使用にあたっては、作品に若干の変更(色含)を加える場合があります。
- (3) 応募作品は、返却いたしません。
※「新市名称及び市章選定小委員会」で市章候補作品を5点程度選定し、協議会において決定します。

■賞金

最優秀賞	20万円	1点
優秀賞	2万円	4点

最優秀賞及び優秀賞の方の応募作品及び氏名、県・市町村名については、協議会だより、協議会ホームページ等で公表します。

また、最優秀賞を受賞された方は、市章選定後に開催される協議会(11月以降)において表彰します。

■応募方法

①デザイン ②デザインの趣旨(100字以内)
③住所 ④氏名(ふりがな) ⑤連絡先(住所・電話番号等)を「大崎市の市章デザイン応募用紙」に記入し、下記に持参又は封書(用紙を折らない大きさのもの)による郵送でご応募ください。
なお、応募された方の住所、氏名等の個人情報については、適正に管理し、受賞者への連絡以外の目的には使用しません。ただし、県・市町村名については応募状況の集計等に使用し、公表します。

※ファクシミリ、メールでの受付は行いません。

募集要項[PDF KB] 応募用紙[PDF KB]

●ご注意ください●

応募は、「大崎市の市章デザイン応募用紙」又はJIS規格A4判の白色紙に、専用応募用紙と同様の様式で作成してください。デザイン枠の大きさは12センチメートル四方、細線は1.5センチメートル毎です。

用紙1枚に1作品、一人3作品以内とさせていただきます。※応募用紙をダウンロードして使用する場合は、デザイン枠の大きさは12センチメートル四方、細線は1.5センチメートル毎であることをご確認ください。

■応募先

〒989-6117
宮城県古川市旭四丁目1番1号
宮城県古川合同庁舎5階
大崎地方合併協議会事務局「市章募集」係
※持参の場合に限り、下記でも受け付けます。

古川市	●大崎地方合併協議会事務局 (古川合同庁舎5階) ●古川市役所(合併対策室)
松山町	●松山町役場(総務課)
三本木町	●三本木町役場(総務課)
鹿島台町	●鹿島台町役場(合併準備室)
岩出山町	●岩出町役場(合併プロジェクト室)
鳴子町	●鳴子町役場(合併準備室)
田尻町	●田尻町役場(合併準備室)

受付時間：午前9時～午後5時(平日のみ)

■応募期間

平成17年6月20日(月)
～平成17年8月31日(水)・・・事務局必着

「大崎市」の概要

●古川市 ●松山町 ●三本木町 ●鹿島台町 ●岩出山町 ●鳴子町 ●田尻町

宮城県の北西部、大崎地方の中に位置する1市6町は、南は黒川郡、宮城郡、東は遠田郡、登米市、北は栗原市、西は加美郡、秋田県、山形県にそれぞれ接しています。

■「大崎市」名称の選定理由■

大崎地方、大崎平野、大崎耕地という表現が定着しており、地理的な特徴が顕著であると共に、慣れ親しんだ呼称でもあり、構成する1市6町を総称し、すべての人が共有できる。また歴史的、文化的な背景があり、知名度を考えたも適当であり、大崎地方の中心となって発展していく新市の名称にふさわしい。

■大崎市の概況■

人口	139,313人
面積 (H16.10)	796.76km ²
農業産出額	27,290百万円
製造品出荷額等	239,059百万円
商業年間販売額	274,485百万円
観光客入込数	3,324,200人

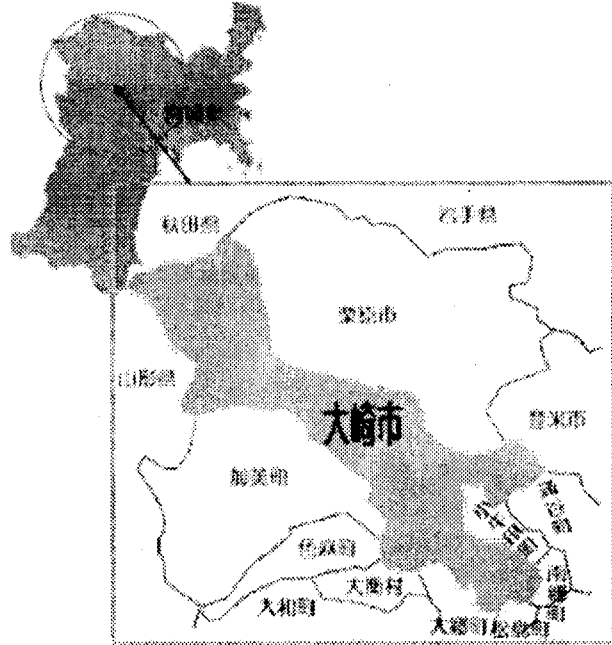
※人口：平成12年国勢調査／総務省

農業産出額：平成13年宮城農林水産統計年鑑／東北農政局

製造品出荷額等：平成13年宮城県の工業／宮城県

商業年間販売額：平成14年商業統計調査(速報)／宮城県

観光客入込数：平成13年観光統計概要／宮城県



■「大崎市」ってこんなところ！■

自然条件、産業文化の特徴

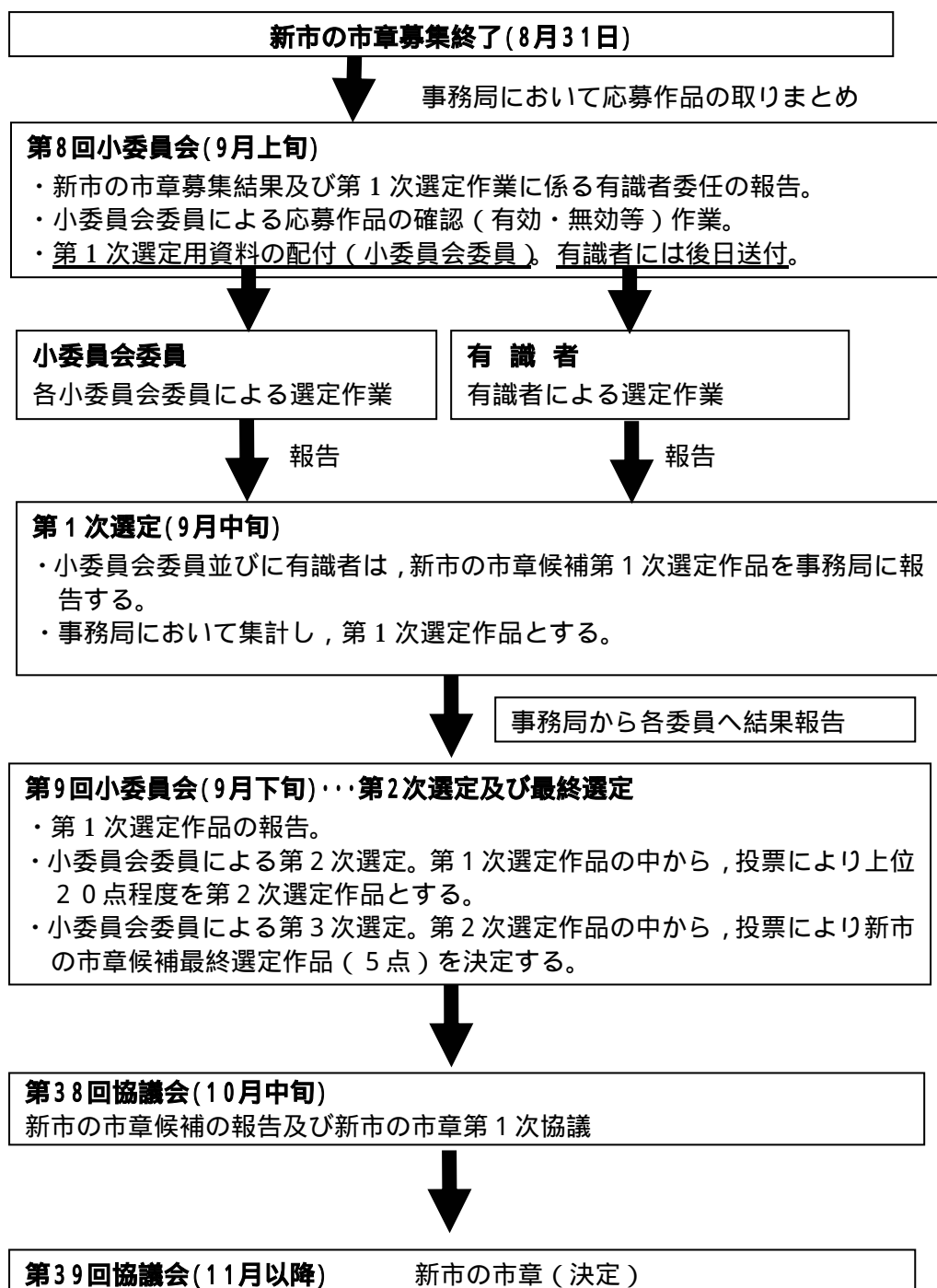
- 大崎地方の中に位置する1市6町(古川市・松山町・三本木町・鹿島台町・岩出山町・鳴子町・田尻町)が合併し、誕生する「大崎市」は、西部の山岳地帯荒雄岳を源とする江合川、船形連峰を源とする鳴瀬川の2つの大きな川が、西から東に向かって流れています。また鳴子町、岩出山町から流れる小山田川については、栗原市を経て田尻町に流れています。
- 山間部の豊かな森林地帯を源とする水は、区域の北西から南東に広がる肥沃で広大な平野「大崎耕地」を潤し、昔から米どころとして稲作の盛んな地域です。
- 宮城県土地利用基本計画では、本地域の土地利用については、現在の古川市を中心とした都市機能の充実を図るとともに、環境と調和した快適な生活環境の整備を促進し、ゆとりと安らぎのある地域の形成に努めるものとされています。
- 都市部については、周辺地域における農林業的土地利用との調和を図りながら、教育・文化・情報等の都市機能の充実を図るとともに、東北新幹線、東北自動車道の高速交通体系を活用した商工業等の立地基盤の整備を促進し、また、緑地や水辺空間の保全・復元を進め、魅力ある田園空間の形成に努めることとされています。
- 農村部については、農業の生産性と高付加価値化を図るため、肥沃で広大な大崎耕地の優良農地の確保と生産基盤の整備を促進し、併せて、美しい農村景観の保全・復元を進め、魅力ある田園空間の形成に努めることとされています。
- 山間部については、林業の振興に加え、国土保全及び自然学習等の諸機能が高度に発揮されるよう多様な森林の整備を図るとともに、優れた景観及び歴史的環境を生かし、観光・レクリエーション地域としての機能の充実にも努めています。
- 産業的特性から見た本地域は、主要な産業が農業となっており、「日本の食糧供給基地」として広大な肥沃な大崎耕地に育まれた良質米「ササニシキ」「ひとめぼれ」などを産しています。これら良質米に加え、園芸、畜産、林産物などについても「大崎市」の重要な複合的産業となっています。
- 自然環境の面では、栗駒国定公園などの山岳地帯をはじめ、平野部にも蕪栗沼、化女沼、加護坊山といった多くの自然に恵まれています。また、鳴子温泉などの温泉資源、桜や紅葉の名所、スキー場もあり、豊かな自然環境を活かして、四季折々のレクリエーションやレジャーが楽しめます。
- 文化的な面では、多くの遺跡、史跡、名勝、天然記念物にも恵まれています。また、昔から受け継がれてきた太鼓や神楽、獅子舞などの郷土芸能、こけしや竹細工などの伝統工芸品も世代を超えて継承されており、文化活動が盛んに行われています。

歴史的背景

宮城県北地域が大崎地方といわれるゆえんは、中世に奥州探題として大崎氏がこの一帯を統治していたことから「大崎」と呼ばれるようになったものです。また江戸時代には「大崎五郡(加美・志田・遠田・玉造・栗原)」と呼ばれ、それ以前は河内七郡とも呼ばれていました。

協議事項（５）

新市の市章選定の流れについて



協議事項（６）

次回会議の開催について

次回会議の開催については、下記のとおり提案する。

記

1 開催日時

平成17年 9月上旬
午前・午後 時 分から

2 場 所

未定

